

※ 申し込み前に必ずご確認ください。

1. 県営住宅入居者の注意事項

- (1) 入居時の同居者以外の方を同居させる時は県の承認が必要です。 (無断同居は厳禁)
むだんどうきょ げんきん
退去も同じです。 (無断退去は厳禁)
- (2) 家賃・敷金以外にも共益費・自治会費等が必要となります。
共益費は、団地生活上必要な共同施設の費用（外灯・エレベーター・給水ポンプの電気代や外灯・浄化槽等の維持管理費等）ですので、必ずお支払い願います。
- (3) 入居されますと、毎年度、家賃額を決定するために収入申告をしていただきます。
収入申告をされない方については、近傍同種（民間並み）の住宅の家賃となりますので注意してください。
- (4) 家賃の口座振替は、毎月末日（ただし、土、日、祝日の場合は、納期限後の翌営業日）です。3か月以上滞納されると、住宅の明渡しを請求します。
- (5) 住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありません。
- (6) 浴槽、風呂釜を入居者個人で設置していただく住宅があります。
また、エアコン、照明器具などもご自身で設置いただきます。
- (7) 住宅の模様替・増築は、原則、認められません。
(日常生活の上でやむを得ない事情がある場合は、申請・許可が必要)
- (8) 退去時には、ご自身で設置いただいたものは、ご自身で撤去してください。
また、畳の表替え、ふすまの張替え、その他必要な修繕費をいただきます。
- (9) 犬・猫などのペットを飼育することは禁止しています。
- (10) 有料駐車場がある団地とない団地があります。団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となるばかりでなく、緊急時の救助、消防活動の妨げとなりますので、絶対にしないでください。
- (11) 生活騒音に注意しましょう。

入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

- ① 不正な行為によって入居したとき。（入居手続きの内容に虚偽があった場合等）
- ② 家賃を3か月以上滞納したとき。
- ③ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ④ 住宅を無断で他の者に貸し、または入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- ⑤ 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- ⑥ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- ⑦ 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- ⑧ 正当な理由によらないで、無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑨ 周辺の環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- ⑩ 暴力団員であることが判明したとき。